

別記様式第 17-1-2 号（第 83 条第 2 項において準用する第 50 条関係）

契約指定野菜安定供給事業  
数量確保費用交付金交付申込書

都道府県
対象野菜
対象出荷期間

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

番 号  
年 月 日

申 込 者

住 所

登録認定農業者等名

代表者氏名

（注：登録認定農業者等が個人の場合は  
「登録認定農業者等名、代表者氏名」  
に替えて「登録認定農業者名」とする。）

下記の条件の下に、別記 1 に掲げる業務区分に係る別記 4 に掲げる数量の指定野菜について、数量確保費用生産者交付金の交付を受けたいので申し込みます。

なお、本申込みについて、〇〇県（都道府）及び〇〇県（都道府）野菜価格安定法人には連絡済みです。

#### 記

- 1 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（その実施細則を含む。）の規定に基づき数量確保費用交付金の交付を受けるべきこと。
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程第 38 条第 3 項に規定する契約指定野菜価格安定対策資金が著しく減少したことにより生産者補給交付金等の交付の業務を行うことが困難と認められる場合、登録出荷団体等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要がある場合その他やむを得ない場合においては、業務対象年間を短縮することがあること。
- 3 機構は、数量確保費用交付金の交付に必要な資金に不足が生じた場合（債務負担行為の形式が導入されているときは、その歳出化が必要となった場合を含む。）には、当該不足額に相当する額が充当されるまでの間は、数量確保費用交付金の交付を停止することがあること。
- 4 登録出荷団体等は、本申込みに係る契約取引に係る書類及び帳簿を 5 年間保管すること。
- 5 機構は、必要があると認めるときは、登録認定農業者等と契約取引を行う者（以下「実需者等」という。）に対し、対象野菜の生産・出荷状況、入荷・受取状況、その他必要な事項について報告を求めることがあること。
- 6 機構は、5 に加え、必要があると認めるときは、登録認定農業者等及び実需者等の業務の状況、数量確保費用交付金の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることがあること。
- 7 機構は、6 で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、数量確保費用交付金を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、数量確

保費用交付金の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、機構の登録の取消し等の措置を講じることがあること。

- 8 登録出荷団体との間に野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 4 条で定める委託関係のある対象野菜の生産者及び登録生産者が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）その他野菜生産における関係法令を順守していること。

※郵送で申請する場合は、欄外に責任者及び担当者の氏名、連絡先を記載すること。

別 記

1 業務区分

(1) 対象野菜

(2) 対象出荷期間 月 日 ~ 月 日

2 指定野菜の生産市町村名

3 契約数量の不足を補う方法 (いずれかに○印をすること。)

① 仕向先変更のみ ② ①以外

4 交付予約数量

(1) 交付予約数量 トン

(2) 旬別内訳 (単位：トン、%)

	月				月				月				合計
	上	中	下	計	上	中	下	計	上	中	下	計	
契約等数量													
購入限度価額				—				—				—	—

注1) 「契約等数量」の欄には、旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量を記入する。

2) 「契約等数量」の欄に記入する数量は本事業の対象となるものに限り、契約期間が日別や週別、契約相手先が複数である場合等は、すべて旬別にまとめて記入する。

3) 「交付予約数量」は、旬別契約等数量の合計の50パーセント以内とする。

4) トン単位で記入する。

5) 「購入限度価額」の欄には、旬別に、2分の3を選択した場合には「150」、2分の4を選択した場合には「200」、2分の6を選択した場合には「300」、2分の8を選択した場合には「400」と記入する。

5 契約価額 (定価格契約)

(単位：円/kg)

	月			月			月		
	上旬	中旬	下旬	上	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
契約価額									

注1) 契約価額は、運賃及び消費税を除いた額とし、その積算を明示したものを添付すること。

2) 日別、契約相手先別、規格別等個別単価が複数ある場合の契約単価は、それぞれ契約数量により加重平均し、旬別にキログラム当たり円単位で記入する。なお、この算出結果に1銭未満の端数があるときはこれを四捨五入する。

6 主な契約内容 (別表に記入すること。)

附属資料

(1) 月(旬)別の契約取引、非契約取引別出荷計画 (書式17-1-A)

- (2) 契約取引に關与する農協一覽(ほ場一覽) (書式 17-1-B)
- (3) 契約指定野菜安定供給事業に係る調査等への協力について (書式 17-1-C)
- (4) 個別契約書(個別契約書と一体的な文書として数量等を別途定めた場合はその文書を含む。)の写し
- (5) 実需者等の業務範囲のわかる資料(定款又は事業報告書若しくは会社概要等)
- (6) 登録認定農業者等が資金造成額の10分5を負担する場合には、契約指定野菜安定供給事業の推進について(平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知)第5の5の(2)の都道府県知事が認定した産地強化計画の写し